**○部会長**

ではまず、議題1の人権侵害情報への対応に係る論点について事務局から説明をお願いします。

**○事務局**

それでは議題の1につきましてご説明をいたします。資料1の1ページをご覧ください。前回の部会でお示しいただいた論点の一つ目でございます。資料上段をご覧ください。まず一つ目のポツのところです。前回の部会において、事務局より特定個人に関する侵害情報については、被害者からの申出が必要であり、当該個人により構成される集団や府内の特定の地域に関する侵害情報については申出が不要であるとのご説明をさせていただいたところ、委員より当該運用について条例及び指針の書きぶりからは論理的に読み取れないのではないかとの御指摘をいただいたところです。また、二つ目のポツのところですが、明らかに不当な差別的言動については、本人からの申出を必ずしも必要としない運用もありうるのではないかとの問題提起をいただきました。この点についての大阪府の考え方を整理させていただきました。資料の下段をご覧ください。まず一つ目のポツです。条例では、被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、削除要請を可能としているところです。条例の運用につきましては、資料2ページの上段に記載をしております。次に二つ目のポツでございます。削除要請や説示助言を行うに当たっての指針では、特定個人や団体に関する差別的言動については、被害者からの申出を原則としつつ、被害者による自主的な被害の拡大防止、回復を促すことが見込めないときにおいては、被害者からの申出を前提とせず、府において削除の要請等を実施するとしておりまして、特定個人や団体に関する差別的言動であっても被害者からの申出を必ずしも必要としておりません。指針の運用については、2ページの中段以降に記載をしております。次に三つ目のポツです。一方で令和5年3月の有識者会議取りまとめでは、被害者自らプロバイダ事業者への削除要請や司法手続きを通じて、被害を回復することが原則としております。府におきましては、特定の個人や団体に関する差別的言動の削除要請は、表現の自由を制約する恐れがあり、特に被害者が救済を求めていない場合に、行政が私人間の一方の権利保護のために介入することは慎重に判断すべきと考えております。有識者会議の取りまとめについては資料の3ページに記載をしております。最後、四つ目のポツでございます。大阪府のインターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談窓口であるネットハーモニーなどに第三者から特定の個人や団体に関する不当な差別的言動の申出があった場合は、被害者からの申出を前提とせず被害者の実情を見定めた上で、府において対応してまいります。この被害者の実情の具体的な例といたしましては、誹謗中傷が集中していて、被害者本人が申出をできる状況ではなく、行政として被害者支援をしていく必要がある場合などを想定しております。以上が一つ目の論点に対する大阪府の考え方です。続きまして二つ目の論点でございます。資料の4ページをご覧ください。前回の部会におきまして、事務局より集団に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが疑われる案件の一部について、規模の大きな集団に対するものであることから、府において、削除要請の対象とはならないと判断し、プロバイダへの情報提供を実施した旨、ご説明をさせていただきましたところ、委員より問題提起をいただきました。まず一つ目のポツです。損害賠償や不法行為の対象になるのかという点では、集団の規模は重要であるが、不法行為訴訟を提起できない集団に対する不当な差別的言動があるからこそ、行政が削除要請をするということなのであれば、集団の規模の大小で適応に差を設けることは、条例の意義にそぐわないのではないかとの問題提起です。次に二つ目のポツです。集団の規模によって、表現の自由に対する抑制の中身が変わってくるのか。規模が変わっても、表現内容の観点からは、保護の程度はほぼ同じではないか。つまり、メルクマールとして、規模だけでなく、内容の観点もありうるのではないかとの問題提起です。この点についての大阪府の考え方を整理させていただきました。資料の下段をご覧ください。まず一つ目のポツです。昨年度の人権審答申で示されたように、規模の大きな集団に対する不当な差別的言動について、行政として社会行政として削除要請を行う社会的な意義はあると考えますが、一方で裁判例等を踏まえれば、当該言動が当該府民の権利を直ちに侵害していることが明らかであると言えるかというところには、議論が残るのではないかと考えております。人権審答申の該当部分については、資料5ページの下線部に記載をしております。次に二つ目のポツです。少なくとも〇〇市〇〇地区の〇〇人といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合は、名誉感情等の人格権の侵害が認められることから、削除要請の対象となりますが、それ以上の規模の集団になると、構成員が特定されず、人格権の侵害が認められるとは必ずしも言い切れないことから、削除要請の対象に馴染むのか、慎重な検討が必要と考えております。次に三つ目のポツです。一方で昨年度の人権審答申を踏まえまして、削除要請の対象外とした言動につきましても、その内容や相談者の精神的苦痛等を考慮し、必要に応じて適切な関係機関やプロバイダ事業者等に情報提供を行うなど、相談者に寄り添った対応をとっているところでございます。資料6ページ以降では、今申し上げました考え方の根拠となる法務省の通達や、公益社団法人商事法務研究会の取りまとめの他、集団を対象とする表現に関する裁判例を記載しております。事務局からの説明は以上です。

**○部会長**

ありがとうございます。それではただいまの事務局からの説明についてご質問やご意見ありましたら、お願いします。

**○委員**

ご説明ありがとうございました。論点１について、慎重に判断すべき問題であるということについては全くそのとおりだと思います。ただ、前回指摘があったように、条例の規定ぶりから見ても、不当な差別的言動に係る侵害情報については、「被害者からの申出があったときその他必要があると認めるとき」には削除要請の対象となることから、慎重な検討をふまえ、その必要性を判断していくことになるかと思います。例えば差別的言動であるか、ということについては、例えば社会的な事実であるとか、歴史的な背景であるとか、そういったものも踏まえて、これに該当するのかどうなのかといった検討こそが、今後必要なのではないかと受け止めることもできるかと思います。

**○部会長**

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

**○委員**

論点1についてですが、明らかに不当な差別的言動というところで、確かに府が懸念されているように、行政機関が削除請求を、被害者本人の申出がないにも関わらず積極的に能動的にやっていくということについては、抑制的であるべきだというところはわかるのですが、議論の中で明らかに誰が見てもこれは不当な差別的言動、ないし誹謗・中傷の程度が大きいだろうというものについて、本人からの申出が必ずしもない場合に、一切何もしないのかというところというのは議論の余地があるのかなと思います。条例では、その他必要があると認めるとき、という記載がありますので、明らかに、恣意的な判断にならないといいますか、誰が見てもそうだよねというときには、削除要請を、行政がしても構わないのではないかと思います。一方で、今回府の考え方で示された資料1で言いますと、四つ目のポツのところですかね、第三者からの情報提供ですとかそういった申出があった場合には、被害者本人の申出がなくても府において対応していくということを考え方として、残していただいていて、ここのところは、府の方で主体的に、どんな情報が飛び交っているかということを、ネットパトロールのようなことをするのではなくて、第三者からでもそういう情報提供があれば、それが明白な人権侵害の程度が大きいような言動の場合は、そういった対応をしていくということを今回示していただいている、と思っていまして、それであれば特に大きな異議はないかなと思いました。

**○部会長**

ありがとうございます。他に、論点1についていかがでしょうか。委員、よろしくお願いします。

**○委員**

私もこれまでのご発言いただいたところと概ね同趣旨ではあるんですけれども、やはりまずは、条例がある以上は条例の規定を忠実に適用していくということが重要であるかと思いますので、運用についても、条例の説明がつくような運用をされるというのが、非常に重要だろうと思います。今回お示しいただいた府の考え方というのは、その条例の文言との関係をご説明いただいておりまして、その内容は概ね理解可能であり、また妥当であると思いました。ただ他方で今、委員からもご指摘がありましたとおり、条例が、申出があるということを絶対的な要件にしているわけではないので、情報提供を受けて、条例の要件に該当すると判断された場合にはそれを適用していくということで、今日ご説明いただいた考え方は、理解できるところかなと思いました。もちろん、それが表現の自由の正当な行使の制約になってはならないというのも、他方で大前提であるということで、そのバランスをまず条例が、大阪府の立法者として第一次的に示しているということで、その趣旨を的確に実現していただくことが重要であろうということは付け加えさせていただきます。以上です。

**○部会長**

ありがとうございます。本人の申出のない場合の取り扱いについて、今委員の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、明らかに侵害情報と認められる場合において、現状であってもネットハーモニーなどの第三者からの申出がある場合には実情を見定めた上で対応しているということですので、そのような方向の運用ということでよろしいでしょうか。

**○事務局**

今部会長からお取りまとめていただいたとおり、第三者からの場合につきましても明らかに不当な差別的言動の申出があった場合は、当然被害者の実情を見定めた上で、というところになりますけれども、被害者の申出を必ずしも必要としないということで対応していくと。ここについては当然表現の自由の部分もございますので、その辺も勘案しながら、対応していきたいと考えております。

**○部会長**

事務局からの説明について、よろしいでしょうか。委員の皆様。はい。それでは次の、論点2につきまして、委員の皆様からご意見があれば、出していただければと思います。

**○委員**

繰り返しになるところはあるんですけれども、こちらについても、やはり個別の個人の人格権の侵害になるのかというところで、やはりその集団の規模というのが一つのメルクマールになるのは確かなんですけれども、ただ大阪府との関係の中で、こういったある程度、今想定されているより、多少大きな規模のものが出てきたとしても、それがやはり不当な差別を助長するような内容であるといったような場合であれば、もちろん慎重な検討を踏まえたうえで、ということだとは思いますが、慎重な検討の中身として、より具体的に一定の場合には、例えば、どこかの駅前とかいうようなところまで絞りがかけられていて、そこに住んでいる具体的な人の顔が見えるというような段階でなく、たとえ一般的な地域を摘示するようなケースであったとしても対象になりうるのではないか、実際にインターネット上で展開されているような不当な差別的言動を精査する中で、一定対象となりうるものが、今後議論の対象となるのではないかと思います。従いまして、慎重な検討の中で、もう少し、社会的な事実であるとかこれまでの経緯、あるいは実際にインターネット上で展開されている表現を踏まえて、もう少し丁寧な検討をしていく中で対象を広げていく、適切に、特定の集団については広げていくということは考えられるのではないかと思います。

**○部会長**

ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。他にいかがでしょうか。

**○委員**

すいません。今ちょっと委員のご発言が聞き取りにくいところがあったんで、もしかしたら重複するかもしれませんが、一応申し上げます。府の考え方として示していただいた二つ目の丸のところ、集団の規模という点について、〇〇市〇〇地区の〇〇人といった程度に集団等の規模が限定されている場合には削除要請の対象となるが、それ以上の規模の集団になると慎重な検討が必要になるという考え方が示されています。前段はもちろん異論はないんですけれども、後段ですね。〇〇地区という狭い限定にとどまらず、例えば〇〇市とか、あるいは大阪市などの行政区で〇〇区の〇〇人といったような特定の場合に対象にならないのかというのが前回も指摘があったかと思いますが、私も気になっているところでございます。やはり市とか区の単位ですと、集団の規模が大きいということはよくわかるんですが、ただその中で例えば〇〇人という特定の民族とか国を特定した上で、人権侵害の発言をしたという場合には、やはり権利の侵害というのは認められるのではないかなと。これは前回出ている論点ですけれども、民事の不法行為訴訟ということになると、当然、当該特定の人の人格権が侵害されたということが必要になるわけですけれども、条例に基づく行政活動ということになると、それと全く同じ基準で判断しなくても良いのではないのかなと。もう少し集団の規模が大きい場合でも、そういった対応をできる余地というのがあってもいいのではないのかなと、個人的な考えとして思うところであります。ただ他方で、三つ目の、府の考え方で示されておりますとおり、削除要請の対象外となった言動についても情報提供を行うなどの対応がとられているというご指摘がありまして、削除要請も法的拘束力のない行政指導であり、情報提供の方は、これは要請というのは含まないわけですが、これも一種の行政指導的なものだというふうに考えますと、その形式あるいは名称としては区別があるわけですけれども、事実上、規模が大きくなった場合でも、条例の趣旨に沿った対応がとられていると理解することもできるのかなというふうにも思いますので、そういったことも含めて、集団の規模で、あまり杓子定規に考えるのではなく、それから表現の自由という観点からすると、やはり集団の規模よりは発言の内容なのだろうと思いますので、そちらの方も考慮した上で、必要な対応をとっていただくと良いのではないかなというふうに思います。以上です。

**○部会長**

ありがとうございます。委員よろしくお願いします。

**○委員**

考え方のところで、裁判例に沿ったときに、その集団の規模が大きくなった場合に、民事上の不法行為責任、ないしいわゆる人格権に基づく差し止め請求が認められるかどうかというところで言うと、集団規模が大きくなった場合に、構成員一人が差し止めないし損害賠償請求というのはなかなか認めがたいというのは、おっしゃるとおりで、その点、いわゆる個人の権利侵害というところでいうと、認め難いって話になるのかもしれないんですけれども、条例上の削除要請ですとか、不当な差別的言動を抑制しようという観点で見ると、個人の人格権侵害が、認めがたく、要するに個人として損害賠償請求、ないし差し止め請求がしづらい案件こそ、行政としてそういったところに関する注意喚起ですとか、場合によっては、侵害情報の流通を抑制するような働きが求められるような場面が出てくるんじゃないかなと、個人的には思います。当然表現の自由との関係で、行政がどこまで関与するのが適切なのかどうかっていう議論はもちろんあるんですけども、これもやはりその明確に集団に対する中傷ないし、差別的言動の程度が大きいものに関しては、単なる情報提供にとどまっていいのかどうか。特にヘイトスピーチですとか、集団の範囲が大きければ大きいなりに、個人の権利侵害の程度っていうのは希釈されてしまうけれども、その表現が流通すると、割と大きな、その集団に対する差別的な認識というのが助長される場合とか、その辺こそが、行政が啓発していかなければならないと考えられている場面で、そこで、そういった発信の大元の部分に対して、何かこれは集団の規模が大きいから、大阪府としては何もしません、というので良いのかどうかというところはちょっと、考えるところではあります。ただ元々これ、大阪府の条例ですから、府を飛び越えた、府内に在住、在勤、在学されてない方に関しては、そもそも適用がないという問題もありますし、極端に言いますと集団の規模が大きくなって府を飛び越えてしまうと何もできないという話にもなるので、なかなか難しいところだと思うんですけども、一切の削除要請の対象から、完全に外してしまって良いのかどうかというところはちょっと考えてみようかなと思います。一応参考までに言いますと、他の自治体の条例等、特に、例えば大阪市のヘイトスピーチ条例に関しましては、これは、きちんと審査会がヘイトスピーチ条例に基づくヘイトスピーチだと認定した場合ですけれども、その場合には特に市内の何々地区とかではなく大阪市という広い範囲でも、ヘイトスピーチ該当性が認められたものに関しては、プロバイダ等に対して削除の要請等をするというような措置をとっていますし、川崎市ですとか、市レベルの条例というのは複数ございますので、特に、大阪府の〇〇市の〇〇地区というところまで限定する必要があるのかどうかっていう点については、検討の余地があるんじゃないかなと考えております。以上です。

**○部会長**

ありがとうございます。今の点につきまして、3名の委員の皆様からご意見をいただいたんですが、委員の皆様方とも、悪質性の高いものについては、集団の規模に関わらず、内容に着目して、規制、削除要請できるという方向性がありうるのではないかというところでは共通されているのかと思います。そうしますと、委員には大阪市の例も出してご説明いただいたところですが、我々が今、検討対象にしております条例の、まさにこの部会で指針の整理をしたときに削除要請の対象になる情報、つまり、条例第２条の権利を侵害する情報を大阪府の条例は削除要請の対象にしているわけですけれども、前回の部会でも、この権利侵害については、通例の、判例の読み方以外の権利侵害というのも含められるのではないかというご意見もあったかと思います。ここのところが、どのように今のご意見と関連させて、この権利を侵害するという情報の読み方をするのか。一定の読み替えを必要とするのかなと思うんですけれども。

**○委員**

この権利侵害の権利というのを、そのまま民法709条の権利と同じように読むのか、もう少し広く読むのか、709条と同じ権利だったとしても、その権利の中に法的保護に値する利益というのもありますし、これは固定的なものでもありません。他方で、それが不法行為の問題になるのかというときには、やはり損害の発生要件の問題もあるかと思います。そのことが権利利益の要件、とくに人格的な権利利益をどう捉えるのかという問題にもかかわることもありえます。実際、個人の精神的な侵害、被害の程度が非常に著しく大きく、しかも個人に対する身体、あるいは財産その他の様々な法益に対する侵害可能性、そのリスクというのが高まるといったこと自体が、保護の対象となる、それも法益の中に含まれてくるんだとすると、いわゆる私生活の平穏であるとか、そういったものも人格権・人格的利益のなかに含まれてくるとなると、この部分はかなり広く捉えられ得ると思います。すでに他の委員からの発言もあり、私自身も前回に申し上げていますが、条例として削除要請をする対象を検討していく場合には、侵害要件について不法行為の709条の考え方を出発点とはしているとしても、特定の個人に対する人格権侵害が成立するのかどうかを判断していくというよりは、むしろ、それが対象にならないけれど、不当な差別を誘発・助長するような言動というものが、大阪府との関連でインターネット上に存在するとき、しかもそれが、公益的な議論に資する内容ではなくて、不当な差別的な内容を誘発・助長するものであることが明らかであるという場合には、インターネットという削除が容易であるという特殊性も踏まえれば、むしろ積極的にというと語弊があるかもしれませんが、もちろん慎重な検討を踏まえた上ではありますけれども、むしろその集団の規模に限定することなく、その内容を直接的に見て削除要請できるものはしていくのが良いのではないか。それが、この条例を定めたことの趣旨にかなうのではないかと考えます。従いまして、この侵害情報というのをあまり狭く解すると、条例の意義を損なうことにならないか、とは思います。

**○部会長**

ありがとうございます。

**○委員**

以上の点については司法判断としても議論があるところであって、損害賠償という形で民事訴訟が出てくる場合には、かなり狭く理解されがちだというところもあります。インターネット上の削除要請というようなところで考えた場合に、条例としての意義も踏まえて考えると、あまり限定的に解釈することはないのではないか、と思った次第です。

**○部会長**

委員、お願いします。

**○委員**

先ほど委員から、大阪市のヘイトスピーチ対処条例についてのお話がありまして、実は私、今大阪市でヘイトスピーチ審査会の委員もやっておりますので、簡単に情報提供だけさせていただきます。大阪市のヘイトスピーチ対処条例の対象になるかどうか判断するに当たって、その集団の規模というのはご指摘のあったとおり、基本的には考慮要素には入らないかなというふうに思います。ただ、しばしば審査会で問題になりますのが、条例の場所的適用範囲というふうに申しますか、すなわち大阪市の条例は大阪市内で行われた表現活動か、あるいは大阪市民等に関する表現活動に当たる、ということが必要であり、インターネット上の投稿の場合には、場所が特定できませんので、それが市内かどうかわからないと。従って、そのインターネット上の表現活動のターゲットとされているのが、市民に当たるかどうかというのがしばしば問題になり、例えば大阪の鶴橋の〇〇人は日本から出て行け、みたいな表現があった場合に、その鶴橋の〇〇人というところで、それが大阪市民に言い当てられたものかどうかというのは判断しているというのが審査会の実務であります。ただ、それが大阪市民に関するものであるということが認定できれば、例えば大阪市〇〇区の〇〇人は日本から出て行けといったような行政区の単位でも大阪市の条例上のヘイトスピーチには該当するということになろうかと思います。もちろん府の条例と市の条例で、規定ぶりも要件も異なっておりますので、両者を同一に考える必然性というのはないわけですけれども、しかし再三ご指摘ありますとおり、民事上の不法行為と、それから行政が対応する局面とを考える上での、一つの参考にはなるかと思い、情報提供として申し上げます。以上です。

**○部会長**

ありがとうございます。

**○委員**

民事上の、民法の709条の救済の対象となる権利が権利侵害と言えるのかどうか、というところで言うと、かなり裁判所は狭く解していて、集団に対する誹謗中傷ないし差別的言動の場合は、個人の権利侵害としてはだいぶ希釈されてしまうというのは、ご指摘のとおりかなと思います。ただ、権利っていうのは何なのかっていうところに紐づいていくと、元々憲法上の基本的人権のところからスタートしているもので、損害賠償請求の対象となるのかどうかという問題と、差別的な表現というのは、個人が享受している基本的人権を侵害したものに関しては、広く侵害だと言えるのではないかなと。特に昔から行政の方で苦心してこられた、いわゆる被差別部落等に対する地域の摘示の問題というのは、そこに居住しているから個人の権利侵害として、その救済を司法に訴えたときに、できるかというとなかなか難しい場面があって、裁判もいっぱい起こっていますけれども、それが割と広い範囲で言われた場合に、それは個人の権利侵害として、民事上の請求が基礎づけられるのかとなってくると、ちょっと難しい場面が昔からあったというのは事実なので、集団で訴訟を起こせとか、苦労されてきたところとか裁判所の方もそういった問題があるので、割と差し止めを認めてきたっていうケースはあるのは事実なんですけど、これも今後、集団に対する差別的言動っていうのをどう捉えるのかっていうところに関しては、ちょっと人権意識の高まりのところで、司法も変わるかもしれないですし、ヘイトスピーチに関して言うと、国の方でも、いわゆる法律の方もできましたので、ちょっと行政として削除要請なのか、情報提供なのかとかありますけれども、個人でどうしようもない言動に対する部分で行政の方が何らかの役割を担っていかないといけないんじゃないかなとは思っています。

**○部会長**

ありがとうございます。そうですね、確かに良識的には問題のある表現であるということではありますけれども、大阪市の条例の最高裁判決でも、表現の自由に含まれるものではあるというところからすると、やはりそれを規制、規制と言っても確かに削除請求ですので、制裁的な度合いというのがかなり低いところはあります。ただ、やはり一定の制約にはなります。そうすると、文言の明確性、何が規制対象なのかというところの明確性ですが、表現者に対して、大阪府条例の、権利を侵害する情報、という言葉から、いや、もっともっと広く規制対象になっているということが、一般的にわかるのか。その観点が少し問題にはなるかと思いますけれども。

**○委員**

委員もおっしゃっていますけど、人権意識の高まり、というのが恐らく大事で、特定の属性に対する誹謗中傷なり差別的言動が行われたときに、その属性を持っている個人にとってみれば、それはたとえ広い地域であったりとか、例えば女性でもそうなんですけれども、女性の中でも例えば一定の年齢以上に限定したり、実際の訴訟でもありましたが、誹謗中傷の対象が、抽象的であれ、より限定的に特定されれば特定されるほど、その属性を捨てることができない個人にとってみれば、その人格を侵害するものになりうるでしょうし、あるいはその存在が社会から排除されていると捉えられることで生存権をも脅かされている、そういう受け止めをするということは、その個人が取り巻く環境も踏まえれば、十分にあり得るし、そのように想像し、寄り添うべきだというふうにも考えられなくはありません。その中で、一定、大阪府と関係する集団ということなのであれば、例えそれが駅前というとこまで行くのか、単なる市、行政単位の市とか区であったとしても、その属性を持っている人の人格の一部が侵害されているという見方は、必ずしも排除できるものではないと思います。この点をどのように捉えて、条例の意義をどのように考えて運用していくのかに関わっていくのではないか、と思います。

**○部会長**

それが、一般人がこの権利の侵害というのをどこまで読むのか、というところの基準であると。

**○委員**

集団の規模が広くなれば広くなるほど、例えば日本人一般というような形で差別的言動が起きても、私達日本人は誰1人、それは個別にそういう人格権侵害を受けたと思わないのではないか。何かそういう共通理解が前提にあると思います。しかしながら、たとえそれが日本人という国籍等をもつ集団を対象としたものであったとしても、それが外国の特定の場所で行われて、自分がマイノリティの立場であるときに起きれば、それが自身とは切り離せない属性であるかぎり、同じ言動であっても受け止めが異なることもあると思います。そういう意味で、具体的な事例をみながら、慎重かつ丁寧な検討を重ねて、どういった差別的言動が実際にインターネット上で行われているのかということを見ながら判断していくことになるのではないか。たしかに表現の自由は重要であるものの、個別の言動が、公益的な議論形成に資する内容というより、明らかに特定の属性に対する不当な差別を誘発・助長するものである場合には、実際、そこに属する個人が裁判所に権利救済を求めることにもならないだろうし、しかもそれが裁判手続きになった場合には非常に長い時間がかかるといったときに、インターネット上の削除要請という、非常にコストとしても少ない形でそれを強制力のない形で求められるのであれば、そこはむしろ広く考えて、対応していくのが今後の時代の流れというか、人権意識が高まる中で求められてくるのかなというふうに思います。

**○委員**

結構どぎつい発言ってあるじゃないですか。例えば〇〇市の〇〇地区に住んでいる〇〇人は〇〇だとか。だから駆除すべきだとか。そのような発言があったときに、その〇〇市〇〇地区の〇〇人は、〇〇だから駆除すべきだって発言と大阪府に住んでいる〇〇人は〇〇だから駆除すべきだって発言とその属性に属する人が受け取るダメージは一緒だと思うんですよね。それを、その特定の地区だからこれは削除要請の対象にするけれども、大阪府って言うと範囲広いからやめときましょうっていうふうに言って良いのかどうかというのは率直なところです。

**○委員**

例えば、インターネット上において、大阪府の〇〇市に住んでいる人は、生きている価値がないというような意味の表現、言動があったとき、その地域に住んでいる人たちがその地域においてみんなでその情報を見たときには、何かこんなことを言っているやつがいるなと、何を言っているんだと、仮に笑って流せるというようなものであったとしても、その方が例えば遠く離れた地方でそれを受け止めたとき、その場で、マイノリティとしてそこにいたときには、同じ言動であっても、そういう情報を見た周囲の人がどのように捉えるのかわからないところもあり、こういうことを言われるようなところに住んでいたんですか、というようなことになると、その属性を切り離せない当事者にとっては、自己の人格権の一部を侵害されたというふうに捉えることは十分あり得ると思います。その意味でも、その表現の具体的な内容は判断に際して、重要なのかなと思います。対象となる属性に属する人、当事者にとってみれば、実は規模の大きさというものに関係なく、表現の内容や属性、環境によって、人格権の一部が侵害されていると捉える可能性が十分にあるのではないかと思います。

**○部会長**

主観的評価の部分ですよね。

**○委員**

あともう一点、この条例による削除要請等の効果の話なんですけれども、多分、大阪市の条例の最高裁判決は、あったと思うんですが、基本的に行政指導であって、司法が削除を命じる、差し止めを命じるというような、何らか公権力の行使として、それやめろというものではないという前提ですよね。なので、このいわゆる情報提供、要するにコンテンツプロバイダの規約等に対するガイドライン、自社の持っている基準に沿って削除してくださいという情報提供と、削除要請との違いというところがですね、いまいち私にはよくわかりません。正直、削除の要請も結局情報提供も実質的にやることっていうのは同じで、その主体的な判断はコンテンツプロバイダの方にやってもらうということなのかなと思っていますので、何かそこの議論の何か意味合いがどこまであるのかというところもちょっと…。

**○部会長**

これは事務局として、どう違うのかご説明いただけますか。

**○事務局**

いろいろ貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。昨年度、部会の中で答申を取りまとめたときには、集団の規模の件でご議論いただいたと聞いておりますし、有識者会議の中での議論だったと思うんですけれども、大阪市の例をご紹介いただきましたけれども、審査会を設けてやっていると。今回、大阪府の場合は審査会を設けると審査に時間がかかるということで、迅速性にも欠けるということなので、第三者機関を設けずに、指針において一定の削除要請の基準を示したというところで、昨年度の部会で取りまとめたというふうに記憶しているところでございます。私どもといたしまして、確かにその行政指導と情報提供はどこが違うのかというのは、確かに、行為としてはほぼ似通っているというのが実態というのはございますけれども、ただ、行政指導というのが公権力の行使という観点からすると、やはり我々として国の取り扱いというとこも一定踏まえないといけないのかなと考えております。逆に、私の方から、行政指導、この削除要請をした場合についてご質問させていただいてもよろしいでしょうか。いわゆる訴訟リスクといいますか、行政指導に対して、これはおかしいんじゃないかという訴訟リスクの懸念がないのかなというところが、事務局としては懸念としてございます。その点について、各委員の先生の方々からご意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○委員**

発信者が、行政が削除の要請をしたことが表現の自由の侵害だということで国家賠償請求訴訟などを起こした場合については、基本的に、言動自体は、今回は審査会を設けないので、あくまでその言動自体が一見明白に、他人の権利、特定の集団ないし特定の個人の権利を侵害しているというふうに、一定明白と行政で判断できるようなものに限って、そういったことをしていくというものがあれば、さほど、その侵害情報によって、他人の権利を侵害している情報の差止をプロバイダに要請して、プロバイダがそれに応じて行ったというのであれば、違法性はあまり認められないんじゃないかなと思いますけど。

**○部会長**

その条例の規定に反しているというところはないですか。

**○委員**

要するにその権利侵害というのを、狭く解すべきだというときにっていうふうに…

**○部会長**

裁判所がどう読むかですけどね。最後は。この条例の書きぶりを、一般的に今考えられている権利侵害をする情報が対象だというふうに捉えた場合に、条例はそう捉えているんだけれども、実際にはその情報をもとに、対象外の削除請求を行ったという…。委員お願いします。

**○委員**

今事務局からご質問のありました、行政指導に対する訴訟リスクの点なんですけれども、行政指導は削除要請であっても情報提供であっても法的拘束力がないというふうに解されますので、それをしただけで相手方の何らかの権利や利益を侵害しているというふうには考えにくく、従って行政指導に対して損害賠償請求とか違法確認訴訟というのが提起されることは、行政法の観点からするとちょっと考えにくいかなというふうに思います。行政指導に従わなかったことを理由にして、何かの不利益な取り扱いをしたと、大学で教える例なんかだと、マンションの建築に対して水道を供給しないみたいな判例が平成5年とかに出ているんですけれども、そういう不利益措置と結び付けられていれば、もちろんその不利益的措置に基づいて権利が侵害されたといって損害賠償請求などがなされる恐れはありますけれども、ただ指導をしたというだけでは、その私人（発信者）の側からすると、訴えにくいのが現状かなというふうに思います。大阪市のヘイトスピーチ対処条例の合憲性について最高裁判決がありましたけれども、あの訴訟は、当該条例が違憲であると主張し、条例が違憲無効なんだからそれに基づいて審査会の委員の報酬を支払うその公金の支出が財務会計法規に違反していて違法だという住民訴訟で争われたものなんですね。従ってかなり争い方としては特殊なケースに属しますので、かつ原告となったのも、恐らくプロバイダとかではなくて普通の一般の大阪市の住民の方だと思いますので、プロバイダとかが行政指導に対して訴えを提起するっていうのはちょっと考えにくいかなということになろうかと思います。

**○部会長**

ありがとうございました。はい。事務局よろしくお願いします。

**○事務局**

我々が心配しておりますのが、我々がプロバイダに削除要請をし、プロバイダが情報を削除したときに、発信者からすれば、府がその表現の自由を侵害するような違法な行政指導をプロバイダにしたばかりに自分の書き込みが消されたと主張するといった心配があります。例えば、外国人が大阪で何らかの犯罪をしたとか、USJは外国人が多い、というようなニュースを引用して、USJに行くような外国人は祖国に帰ってくださいそういった書込みをした場合、我々がそれをアウトとして削除要請し、プロバイダも削除したとします。確かに法務省のホームページでは、祖国に帰れ、というのはヘイトスピーチになると、それは確かだと思うのですが、そういったところまで我々が指導してリスクがないのかというところが少し気になりました。もともと府が条例の改正案を考えるにあたって、大きな前提としましたのは、表現の自由を侵害した違法な行政指導をしないということがあります。もう一つは大阪市の例を挙げていただいておりますけれども、迅速性を確保したいということがあります。最後に、これは被害者救済を目的にやっているということでございまして、例えば、日本や府全体、被害者を特定できない批判に関するような情報については、教育啓発でフォローしていきたいということがあります。そういう前提があったときに、一番確実性があるのは、人格権を侵害しているか否かということで判断した方がいいのではないかということがあって、人格権の侵害を判断するためにはどうすればいいのかという中で考えられたのが、集団の範囲ということなので、まず集団の範囲がありきでやっているわけではないです。この議論の中で出てきた人格権の侵害をきちんと判断できる範囲は、集団で見るしかないという形になったという前提がございますので、付け加えさせていただきます。

**○委員**

すいません、集団の規模が人格権侵害に当たるかどうかで、やっぱり問題になるのは、さらにその上の前提があって、要するに集団が小さければ個人の特定がより進むことから、その集団に属する個人の受ける精神的な被害も大きくなるだろうということと、それによって危害を受けるリスク、危険性が高まるだろうということから、集団の規模を絞るという観点があると思います。ただし、それは具体的な要素の一つなのであって、その規模の程度がどうかというよりも、問題となる言動自体が、その属性を持っている人に実際にどれだけの大きな精神的苦痛を与えるのか、そのような言動によって指摘された特定の属性、地域に対して不当な差別的な言動がより誘発・助長されるかというところが、むしろより重要になるかと思います。ですから、集団の規模によっても、例外はもちろんあり得るということですので、具体的に、どういったところで条例に当たるか当たらないのか、例えば委員の中から指摘があったものについては見直していく、実際の社会的な事実関係のなかで適用を見直していくというのはあり得るとは思います。全てに広げるということよりも事例が出てきた中で精査していくという考え方はあるのかなと思います。

**○部会長**

いかがでしょうか。

**○委員**

先ほどの、前提として大阪府の場合は、大阪市のように、審査会のような、これはいわゆるそういう侵害情報と言えるかどうかってところを、精査するというわけではなくて、行政の方で、今ちょっと、一見明白とまで言えるかどうかはわからないんですけど、かなり悪質な、権利侵害性の高い、いわゆる不当な差別的言動だというふうな評価をできるというものについて、削除要請ですとか、情報提供といったことをしていくと。そのときに、その集団の規模っていうところで、民法上の差し止め請求ができるかどうかとか、不法行為に基づく損害賠償請求できるかどうかっていうところの観点でいうとその集団の規模に差が出るのかもしれないですけど、人権侵害性っていう観点だけでいうと、あまり大きく変わらないんじゃないかなと私のずっと思っている見解で、そこが結局、訴訟リスクというところで、この条例の権利侵害のところを捉えて、だからこれは集団の規模が大きいから、いわゆる民法上の差し止め請求ないし損害賠償請求の対象となるべきような言動ではないから、違法な行政指導だとなるのかっていうとちょっと、何かそこまでいくかなというのが感覚ではあるんですけどね。その内容が微妙で、これは、民主主義的観点からすると、単なる差別的言動ではなくて、例えば公金の使い方に関するような意見を述べる言動の中に、若干問題がはらんだような言動が入っている場合に、それを削除要請とかして良いのかどうかっていうところの方が私は結構違法な公権力の行使としての、削除ないし検閲だとかっていうような表現規制っていうところに入っていきがちで、その集団の範囲がどうかというよりは、内容が明らかにこれってもう差別的言動そのものだよねっていうものに関してはあまり集団の規模性ってところが、何か大きな論点になるのかなっていうのは、ちょっとわからないなと。大阪府の条例ですから大阪府に関係するもの以外に関しては、それは対象外ですっていうのは条例の建付け上、しょうがないと思うんですけど、大阪府内の府民に関する差別的な言動そのものの場合に、それがある市の一部の、例えば〇〇学校区という限定をされた場合と、市に限定された場合、あるいは大阪府内っていうふうにされた場合で、何か変わるのか、それによって大阪府の削除要請という行政指導に、適法、違法というところに何か差が出るのかっていうと、私は憲法の専門家じゃないですが、あまり変わらないんじゃないかなと思ったんですけど。

**○部会長**

利益考慮の観点にはなってきますので、やむを得ず制限するという、そういう手段であるかっていうところにはなってきます。手段、対応だけではないんですけれども、制限するかどうかというところ、その場合には、委員からもありましたように、やはり集団の規模が広くなると、人格権の侵害の度合いが低くなる、特定性が少なくなるというところは、一般的には考えられているように思われます。

**○委員**

規模の問題と関係なく例えば、死ね、とか、殺せ、とかというような表現であれば、おそらくプロバイダサイドで、すでに削除の対象にはなっているかと思います。もちろん見つけていれば、ですが。従って、集団の大きさにかかわらず、府に関連して、やはり苛烈な表現については対象になるというように考えられているのか。例えば特定の市レベルの地域について、あそこは犯罪集団がいるんだ、すべて焼き払え、といったように犯罪行為を誘発するような、その意味での住民に危険性が迫るようなものであって、一方的に存在を排除したり、生存権を奪ったり、財産を奪うというような表現であればやはり問題になるのか。そういう意味では、委員がおっしゃっていたことというのは、私にはよく理解できるのですが。

**○部会長**

表現の内容が、確かに悪質性が高いというところは一つの大きなポイントになると思います。それとともに、やはり例えば焼き払えというところであっても、現実に起こりうるか、その危険性があるとか歴史的にそれがそういう少し嫌がらせが繰り返されているとかいう、やはり個別事情も含んで、判断、評価がなされるのではないでしょうか。

**○委員**

もちろん、インターネット上のそういった歴史的に一定の特定の属性の方について差別的言動が繰り返されているものについては、実際にそれを見て、本当に火を付けに行ったという方が刑事裁判にかかっている、というようなヘイトクライムも実際も日本で起こっています。そういった意味でいくと、どういった人が、どの程度理性的に内容を受け止めるかっていうのはわからないからこそ、さらに、それが個別の特定の個人と結び付けられていないがゆえに、個人が削除要請をしにくいという状況にある。しかしながら特定の属性に対する差別的言動がなされて、それによって差別が誘発・助長されているという状況があるときに、やっぱりどこまで集団の規模というのにこだわるのかというのは、その表現の中身も踏まえて、やはり柔軟に考えていくべきところはあるんじゃないかと思います。危険性というのはあるので、受け止める方がどういう方かっていうのは、やはりいろんな方がいらっしゃって、そのままストレートに受けて、犯罪行為やヘイトクライムが実際に起こっているという状況をみると、検討する必要があるのだろうと思います。

**○部会長**

主観的な評価であれば、人それぞれ、その受け取り方が変わってきますので、そういう人が100人中何人かいる、というところになると、一般的にどう読むかというところがやはり基準になってきますので、誰かがやはり恐怖を感じるだろうというだけではなかなか府としては動けないのかなというように思います。ただ、そういう一定の状況が生じているであるとか、例えば狭い地区に限らず、少し広いところではあるんだけれども歴史的にその地域においてはというような場合に、その集団の規模は、少し広く捉えて規制対象とすることもできる、もちろんその表現内容も考慮しつつ。そういう状況の判断ということになりますかね。実際には単に不快に思うというだけではなく、やはりもう繰り返し何度何度もという場合に。

**○委員**

単なる不快な内容というものではなく、同じ人間として認めない、その意味で人間性を否定する、尊厳を否定する表現であったり、あるいは犯罪行為を煽動する等、具体的に生命、身体、財産に対する危険が生じうるような内容であったり、社会から排除されるという危険を含むものが対象になってくるのではないかとは思います。

**○部会長**

現実に何か実態としてもやはりその根拠があるというところも１つですね。

**○委員**

歴史的事実っていうところにこだわると、例えばいわゆる部落情報というようなものであれば一定の歴史はあるかと思うんですけれども、新しく例えば外国人の方が集まって集住地域になっているとか、そのことで新たな差別が起こっているとかっていうようなケースもあるかと思うので、その時々の社会的事実に照らして判断していくというのは、重要なのかなとは思います。

**○部会長**

はい。ありがとうございます。事務局から何か質問がありましたら。

**○事務局**

ありがとうございます。事務局といたしましては、今いただいたご議論を踏まえまして、その集団の規模という点については、表現の内容とも照らし合わせながら、少し検討していきたいと考えております。また次の部会でご相談させていただければと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

**○部会長**

ありがとうございます。それでは論点２につきまして、委員の皆様方も貴重なご意見いただきありがとうございました。続きまして、議題の2になりますけれども、人権侵害情報への対応状況について事務局から説明をお願いします。

**○事務局**

それでは、議題の2につきまして説明します。資料2の1ページをご覧ください。まず、条例第12条による削除要請についてです。今年度、現時点におきまして、明らかに不当な差別的言動と判断できる48件について、プロバイダへの削除要請、及び大阪法務局への通報を実施しております。内訳については、市町村及びネットハーモニーからの通報によるものが31件です。そのうちいわゆる同和地区の識別情報の摘示に関する事案が8件、うち1件について閲覧不可であることを確認済みです。また集団に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチに関する事案は23件ございまして、うち1件について閲覧不可であることを確認済みです。こちらは前回の部会で報告したとおりでございます。次に被害者からの申出によるものは、現時点でまだ0件ということでございます。最後に過去案件の再要請について17件実施をいたしました。いずれも、いわゆる同和地区の識別情報の摘示に関する事案ですが、全て現存しているという状況でございます。これ以外に別途39件について再要請の手続きに着手したところでございますが、訴訟が提起されたため、現在見合わせ中でございます。こちらも前回部会において報告したとおりでございます。次に情報提供についてです。明らかに不当な差別的言動と判断するも規模の大きな集団等に対するものであった11件について、削除要請ではなく、プロバイダへの情報提供等を実施しております。うち1件は情報提供時点で削除済みであったということで、これも前回の部会において報告したとおりでございます。次に2ページをご覧ください。これまでの大阪法務局への通報及びプロバイダへの削除要請の実績をまとめております。今年度は1月末時点で48件の通報、削除要請を実施しております。次に3ページをご覧ください。説示・助言の実施状況でございます。三つ目のポツをご覧ください。今年度削除要請を行い、なお現存している案件のうち、発信者の氏名住所等が明らかな1名について説示を実施いたしました。四つ目のポツですけれども、本案件はいわゆる同和地区の識別情報の摘示に関するものですが、説示の実施後も当該投稿は現存しております。五つ目のポツです。侵害情報の発信者のほとんどは匿名のアカウントによるものでございまして、発信者の氏名住所が明らかではありません。このような案件に対する関する説示・助言につきましては、来年度はプラットフォーム上のダイレクトメッセージ機能を利用した説示・助言を実施できる見込みです。最後、六つ目のポツでございます。前回の部会でもご説明いたしましたが、広く一般に公開されるコメント欄における説示・助言の実施については、結果的に行政指導の内容を広く一般に公表することになるため、実施できないと考えております。事務局からの説明は以上です。

**○部会長**

ありがとうございます。それではただいまの事務局からの説明についてご意見やご質問等がありましたらお出しください。

（意見なし）

**○部会長**

それでは、議題２については以上とさせていただきまして、議題3に移りたいと思います。議題3の相談支援の実施状況について事務局から説明をお願いします。

**○事務局**

それでは議題の3について説明します。資料3の1ページをご覧ください。令和５年11月に大阪府が開設をいたしましたインターネットトラブルの専門相談窓口ネットハーモニーの今年度1月末までの件数の実績をお示ししております。太枠のところをご覧ください。相談開設日数は255日でした。その右の新規受付件数、こちらは相談案件ベースの数字ですけれども、こちらが337件でした。その右の延べ受付件数、こちらは相談を受け付けた延べ件数でこれが517件でございました。その右の延べ対応件数、こちらは内部対応も含めたトータルの件数でこちら564件ということでございます。次に2ページをご覧ください。今年度の主な相談の内容と対応についてです。誹謗・中傷の被害者からの相談や、加害者からの相談、障がい者差別に係る相談や違法・有害情報に係る相談、ネット上のつきまとい行為に関する相談などがございました。詳細は資料に記載のとおりでございます。次に3ページをご覧ください。今年度の特徴的な事例についてです。未成年のネットトラブルに関する相談や、ダイレクトメールや発信者不明のメールアドレスによる誹謗中傷に関する相談、加害者の立場からの相談や、差別偏見を助長する書き込みについての相談がございました。詳細は資料に記載のとおりでございます。次に4ページをご覧ください。ネットハーモニーでは、相談内容により相談者を、弁護士や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門家や様々な課題に取り組む当事者団体や、あるいは支援団体等につなぐ専門家相談というものを実施しております。これまで計5件の弁護士相談を実施しておりまして、その主な内容について2件挙げております。詳細は資料に記載のとおりでございます。最後に5ページをご覧ください。ネットハーモニーの周知の取組についてです。大阪府のホームページや専用ポータルサイトでの周知のほか、ポスターの配布や府立高校の各生徒に配布されている情報端末による周知、LINEやGoogleでのWeb広告の配信による周知チラシの配架などを行っております。最後から二つ目のポツですけれども、10月から11月にかけて大阪メトロの全駅で両面チラシの配布やポスターの掲示を実施いたしました。最後のポツですけれども、11月にプロバスケットボールチーム大阪エヴェッサのホームゲームにおいて、ネットハーモニーを含む人権に関する相談窓口の情報を記載したクリアファイル2千部を来場者に配布するとともに、啓発動画を放映いたしました。事務局からの説明は以上です。

**○部会長**

ありがとうございます。では、議題3の相談支援の実施状況について、ご意見やご質問がありましたら、お出しいただければと思います。

（意見なし）

**○部会長**

それでは次の議題に移らせていただきます。議題4の教育啓発の実施状況についてです。事務局から説明をお願いします。

**○事務局**

それでは議題の4につきましてご説明いたします。資料4をご覧ください。教育・啓発の実施状況についてです。府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、教育・啓発の取組を実施しております。まず1のターゲティング広告について、誹謗・中傷や差別に繋がりかねない単語をSNSに投稿・検索した利用者に注意喚起のメッセージを表示し、メッセージをクリックした利用者を府の啓発ページへ誘導しております。今年度はＸとYouTubeに対して実施をしておりまして、表示回数クリック数については資料に記載のとおりでございます。次に2の出前講座についてです。企業向けの出前講座につきましては、8月に府内企業35社が一堂に会する場で、研修用の教材を活用したワークショップを実施したほか、2月、及び3月にも、講義及びワークショップを実施予定でございます。学校向けにつきましては、6月から今年の2月にかけ、府内の小中高専門学校に対し計29回講義型、及びワークショップ型の講座を実施しております。その他、府立学校の人権教育研究会や中学生の主張大阪府大会の場などで講義型の講座等を3回実施しております。次に3のスポーツ組織と連携した啓発活動についてです。インターネット上の人権侵害解消推進月間である11月にプロバスケットボールチーム大阪エヴェッサと連携した啓発活動を実施しました。その他、令和6年11月に、主要駅周辺のデジタルサイネージを活用した啓発動画の放映や、鉄道駅等におけるポスターの掲示やチラシの配架を実施いたしました。事務局からの説明は以上です。

**○部会長**

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明についてご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

**○委員**

ターゲティング広告のところから、実際に相談に繋がった方は、いらっしゃるんですか。利用者に対して、どこから情報を得てこられたか、というようなアンケートのようなものは取っておられるんですか。

**○事務局**

ターゲティング広告から、例えばネットハーモニーを紹介している啓発用のwebページに誘導する形にはしているのですけれども、具体的に、ネットハーモニーにおいて、ターゲティング広告を見て相談した、というデータまでは取っていないので、実数など、詳細はわかりかねるというのが実情でございます。

**○委員**

相談のアンケートで、ターゲティング広告の効果をどう認識されているのかなと思いました。

**○事務局**

アンケートの件は、今後調整、検討させていただきます。

**○部会長**

ご検討ください。はい。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に3の報告事項といたしまして、特定電気通信役務提供者の損害賠償請求の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見書の提出について事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局**

それでは報告事項につきまして説明します。資料5の1ページをご覧ください。先日総務省が情報流通プラットフォーム対処法の施行規則の一部を改正する省令案等について意見募集を行いまして、大阪府として意見書を提出いたしました。既に募集は締め切られておりまして、本日はその内容をご報告いたします。意見募集にあたって総務省から示されて示された資料が、本日配布しております参考資料の６・７・８でございます。参考資料６が省令、参考資料７がプラットフォーム事業者の義務に関するガイドライン、参考資料８が、情報流通プラットフォーム対処法第26条に定める送信防止措置の実施に関する基準のガイドラインになっております。資料の5にお戻りください。まず括弧１の省令案に対する意見でございます。侵害情報調査専門員の数について、役務の規模等に応じた専門員を配置するように意見をいたしました。次に括弧2のプラットフォーム事業者の義務に関するガイドライン案に対する意見でございます。大規模特定電気通信役務の該当性について、中小のプラットフォーム事業者への対応を明記するよう意見をいたしました。また侵害情報調査専門員の要件について、差別問題に精通している旨を明記するよう意見をいたしました。続いて2ページをご覧ください。侵害情報調査専門員の要件について、種々の人権課題や誹謗・中傷等に関する知識を有する者という要件を明記するよう意見をいたしました。また、被侵害者以外の者による削除申出について、特に公的機関からの削除要請については、被侵害者からの申出と同様、迅速に対応する旨明記するよう意見をいたしました。続いて3ページをご覧ください。括弧3、情報流通プラットフォーム対処法第26条に定める送信防止措置の実施に関する基準のガイドライン案に対する意見でございます。ガイドライン案の全般について、偽・誤情報への対応についても明記するよう意見をいたしました。また本文、及び関連裁判例一覧の項目1の記載について、送信防止措置の対象となる表現をより明確に記載するよう意見をいたしました。事務局からの説明は以上です。

**○部会長**

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

**○委員**

これは、総務省のパブリックコメントに対して、大阪府として、意見を述べたということの報告ということですね。

**○事務局**

そのとおりです。

**○部会長**

他にご質問いかがでしょうか。はい。これにて本日予定しております議題や報告は終了ということになりますけれども、この際、委員の皆様方からご意見、ご発言等がございましたら、お願いできればと思います。

（意見なし）

**○部会長**

それでは、これで本日の議題を終了いたします。議事を終了いたしまして事務局の方にお返しいたします。委員の皆様方にはご協力いただきましてどうもありがとうございます。